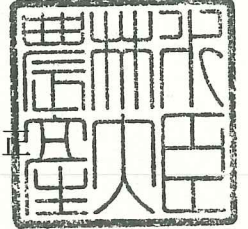




26消安第6189号
平成27年3月12日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 林 芳正



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第3号の規定に基づき農林水産大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項については、同項ただし書に規定される同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

肥料取締法第3条第1項の規定に基づき定められた「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」（昭和61年農林水産省告示第284号）附二及び三について以下の改正を行うこと。

主成分等の測定方法について、「独立行政法人農業環境技術研究所が定める肥料分析法」から「独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法又はこれと同等の性能を有する方法」への変更

